

安来市特別給付
外泊時福祉用具貸与サービス事業

介護保険の居宅サービスでは、福祉用具貸与のサービスがあり、在宅生活のために必要な介護用ベッド、車椅子等の福祉用具をレンタルされる場合は、かかった費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は介護保険から給付します。

医療機関に入院中の方、介護保険施設等に入所中の方は、原則、介護保険の居宅サービスの利用はできません。よって入院又は入所中、一時的に自宅に戻られる（外泊される）際に福祉用具をレンタルされた場合の費用は、全額利用者負担となります。

安来市では、退院、退所後の在宅復帰を支援するため、「外泊時福祉用具貸与サービス事業」を実施しております。この事業は、在宅生活に向けて試験的に行われる外泊時の福祉用具レンタルの費用の一部を給付するもので、住み慣れた地域、我が家での生活を続けていただけるよう支援していきます。

【対象者】

次の要件に両方当てはまる方が対象です。

- ・ **90日以内**に予定される退院又は退所に向け、試験的に外泊をされる方
- ・ 退院又は退所後は在宅での生活を予定している方

【対象となる福祉用具】

介護保険の居宅サービスのうち福祉用具貸与の範囲に含まれるもの

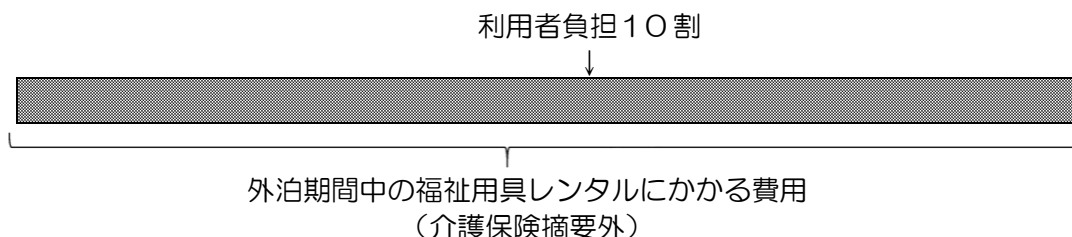
- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 車椅子 | ・ 車椅子付属品 |
| ・ 特殊寝台 | ・ 特殊寝台付属品 |
| ・ 床ずれ防止用具 | ・ 体位変換器 |
| ・ 手すり | ・ スロープ |
| ・ 歩行器 | ・ 歩行補助つえ |
| ・ 認知症老人徘徊感知機器 | ・ 移動用リフト |
| ・ 自動排泄処理装置 | |

※軽度者の例外給付の適用はありません

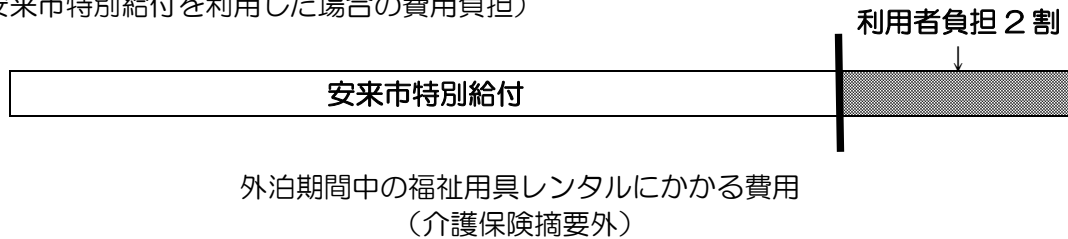
【支給額】

外泊期間中に利用した福祉用具のレンタルにかかった経費の8割を特別給付として給付します。（1回の退院又は退所について上限 3,000 円）

（通常の費用負担）



(安来市特別給付を利用した場合の費用負担)



【支給方法】

受領委任方式とし、利用者はあらかじめ2割相当分を事業所に支払い、残りの8割は市が直接サービス提供事業者へ支給します。

例) 福祉用具レンタル費用	3,000 円	
本人が事業所へ支払い	600 円	(3,000 円×2割)
市が事業所へ支払い	2,400 円	(3,000 円×8割)

【利用の流れ】

① 利用承認の申請

申請者は利用者本人ですが、申請の手続きは以下のいずれかの事業所が代行します。代行する事業所(以下「代行業所」)は利用者及びその家族にサービスの十分説明し、理解と同意を得た上で申請を行ってください。また、サービス提供事業者へ福祉用具貸与サービス費の代理受領について承諾を得ておいてください。

●申請を代行できる者

- 居宅介護支援事業所
- 入所中の介護保険施設
- 入院中の医療機関
- 福祉用具貸与サービスを提供する指定福祉用具貸与事業者

●申請に必要なもの

外泊時福祉用具貸与サービス利用申請書(様式第1号)

入院診療計画書等予定する入院期間が記載されたものの写し

(医療機関入院中の場合)

外泊時福祉用具貸与サービス利用計画票(様式第2号)の写し

(「外泊時福祉用具貸与サービス利用計画票」は申請を代行する事業所が作成します。)

② 承認(不承認)通知

提出された申請を審査し、結果を通知します。

③ サービス利用

外泊時福祉用具貸与サービス利用計画に基づいてサービスを利用します。

- ④ 外泊時福祉用具貸与サービス費の支給申請
利用終了後に行います。申請者は利用者本人で、手続きは代行事業所が行います。

●申請に必要なもの

外泊時福祉用具貸与サービス費支給申請書（様式第5号）
外泊時福祉用具貸与サービス費委任状
当該サービスを利用した費用として支払った領収書の写し

- ⑤ 支給決定
提出された申請を審査し、支給決定します。

- ⑥ 支給
受領を委任された事業所に支給します。

- ⑦ 退院又は退所の確認
当該サービスの利用者が退院又は退所し、在宅復帰を果たしたときは、代行事業者は速やかに市に連絡してください。また、やむを得ない理由で当該退院（退所）が延期又は中止になった場合は「退院（退所）が延期（中止）になった理由書」（様式第4号）を提出してください。

【お問い合わせ先】

安来市健康福祉部

介護保険課 給付係

TEL 0854-23-3292

FAX 0854-32-9009